

「虐待かな？」と思ったら 迷わず相談を！！

障害者虐待とは「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」による障害者に対する虐待をいいます

養護者：障害者を現に養護する者のこと

〔食事や介護などの世話、金銭の管理など、何らかの世話をしている家族、親族、同居人等。同居していなくても該当する場合があります。〕

こんなことが虐待にあたります

身体的虐待

殴る・蹴る等の暴力的な行為で身体に痛みや外傷を与えたり、身体を拘束し自分で動くことを制限すること。

こんなことも・・・

- ・無理やり食事を食べさせる
- ・薬を過剰に服用させ動きを抑制する
- ・部屋に閉じ込める

放棄・放任（ネグレクト）

食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない等により障害者の心身を衰弱させること。

こんなことも・・・

- ・ごみを放置し劣悪な環境で生活させる
- ・汚れた服を着させ続ける
- ・必要な医療や介護を制限する
- ・同居人等による虐待を放置する



心理的虐待

怒鳴る、悪口を言う、侮辱する、脅す、無視をするなどして、精神的な苦痛を与えること。



こんなことも・・・

- ・子ども扱いする
- ・家族や友人等との団らんに入れない
- ・意図的に無視をする

性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。

こんなことも・・・

- ・裸にする
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する
- ・更衣やトイレの場面のぞく

経済的虐待



本人の合意なしに財産や年金、金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

こんなことも・・・

- ・年金や賃金を渡さない
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない
- ・金銭管理をしている親族が、入院費やサービス費を支払わない

障害者虐待防止法には次のような定めがあります



専門職の皆さんには虐待の早期発見に努める義務があります

障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければなりません。

障害者虐待の発見者には通報義務があります

“かもしれない”時点でOK!

虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに市町村に通報しなければなりません。

通報をしても守秘義務違反に問われることはありません

専門職の皆さんには「守秘義務」が課せられていますが、障害者虐待防止法では、業務で知り得た虐待を通報しても守秘義務違反にはなりません。

こんなときどうする？ Q&A



相談支援専門員

Q：障害のある本人を母親が自宅で世話していますが、母親自身も高齢で認知症の疑いがあり、十分な世話ができていないようです。母親は「自分で世話する、大丈夫」と言いますが、本人はここ最近、急に痩せてきています。これは虐待なのでしょうか。通報することで、大ごとになってしまわないか心配です。

A：本人に必要な世話ができていない「ネグレクト」の状態が疑われます。養護者に自覚がなくても、結果として本人の生活に支障が出ている状態であれば、虐待となります。虐待防止法は、養護者を“虐待者”として罰するのではなく、虐待の問題を解消することで本人や養護者の生活の安定を図ることが目的です。「通報で大ごとにしたくない」ではなく「大ごとになってしまう前に」通報して、その家庭に必要な支援を考えることが重要です。



虐待相談センター



ヘルパー

Q：本人は重度の知的障害と行動障害があります。ある日、同居の父親が本人を叩いているところを見てしまいました。父親に尋ねると「言っても分からないから、叩いてしつけるしかない」と言い、本人の通う施設職員へも本人を厳しくしつけるよう希望されます。本人にはどう思っているのか聞き出すことは困難です。父親のこの行動は虐待になるのでしょうか。どのように関わればよいか迷っています。

A：父親が「しつけ」だと思っても、暴力や暴言で本人の行動を止めようとするのは「身体的虐待」や「心理的虐待」にあたり、適切とは言えません。まずは一人で抱え込まずに、虐待の通報窓口へご相談ください。区役所や障害者基幹相談支援センターをはじめとした関係者がチームで考えて対応します。すぐに問題が解消しなくても解決の糸口が見つかることもあります。また通報後も、その家庭との関係を大切に、父親への労いや気持ちへの寄り添い、本人の見守りなど、チームの支援方針に基づいた支援をお願いします。



虐待相談センター

【名古屋市の障害者虐待に関する通報窓口】

- 各区役所福祉課・支所区民福祉課・保健センター
- 各区障害者基幹相談支援センター
- 障害者虐待相談センター ☎052-856-3003



お気軽にご相談ください